

東京第一会計ニュース

2018(平成30)年1月1日発行

No.107  
CONTENTS

新年のご挨拶

第39回 末広会総会のご案内

配偶者控除と配偶者特別控除

末広会 40周年記念挨拶



いしづえ

二〇一八年  
迎春



## 新年のご挨拶



税理士 塩畑 契之



ちよつとお待ちを、平成三〇年度税制改正。  
その特別会計、特定財源必要でしょうか。

新しい年の年頭にあたりまして、皆様方には心よりお慶びを申し上げます。

昨年十二月十四日、自民党及び公明党より平成三〇年度税制改正大綱なるものが公表されました。全一三二ページからなる税制改正案となるものです。現在の国会勢力構成から考えますと、ほぼこの改正案どおりに税制改正が行われる事となると思います。皆様方も新聞やテレビのニュース等で、年収八五〇万円以上のサラリーマンが増税になる、電子タバコにかかる税金が高くなるなど、お聞き及びのことと思います。新しい年の年頭に、この税制改正案について思うところを述べさせていただこうと思います。

国税としては二七年ぶりの新税として、国際観光旅客税なるものが創設されることとなります。日本を出国する際に、一人千円を徴収するというものです。「何をいまさら、官邸の鶴の一聲ですか?」というのが私の正直な所感です。実は一〇年ほど前から、国際線の航空券(運賃)に税金を上乗せする、航空券連帯税の導入を求める声があつたのです。これに対し国土交通省は、わが国での観光産業に悪影響を及ぼすとの理由で、その導入に反対してきました。航空券連帯税は国際連帯税と呼ばれ、フランス、韓国などで導入されており、その税収は発展途上国の感染症対策等に使われる、ちよつと毛色の変わった税金であります。想定されていた負担額は、まさに今回の国際観光旅客税であります。世論の反発により、国際観光旅客税はどうにか一般会計財源とな

りましたが、当初は特定財源として特別会計を設ける企みだったようです。観光庁の年間予算は二〇〇億円ですが、そこに四〇〇億円もの特定財源が手に入っていたのでしょうか。恐ろしいことです。

報道等では小さな扱いでしたが、平成三一年度税制改正において森林環境税を新設することとなっています。温室ガス対策や災害防衛を図るために、地方財源を安定的に確保する目的とされ、税金の使途は市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保並びに都道府県が行う市町村に対する森林整備支援となっています。頭の中が、?マークだらけになってしましました。私には何に使われるのか、具体的なイメージがまったく浮かんできません。税額は住民税を納めている人から千円、平成三六年度から徴収するとのことです。皆様に思い出してくださいましたが、平成三五年度まで、いわゆる復興特別税として、住民税が千円上乗せ徴収されています。一度手に入れた財源は手放したくないとの態度が如実に現れている、と言わざりとも仕方がないのではないかでしょうか。さらに森林環境税の税収は、特定財源として特別会計にその全額が繰り入れられる予定です。特定財源といえば記憶に新しいのが、道路特定財源です。道路特定財源から、多額の事業費が国土交通省所管の公益法人や独立行政法人に支払われ、それらの法人には多くの国土交通省OBが役員として天下つっていました。さらに、職員の福利厚生目的としてテニスコートを作り、野球のユニホームや卓球用具、拳句の果てにはマッサージチエアの購入まで特定財源で行っていたのです。道路特定財源の一般財源化から約一〇年、そのほとばりが冷めたころに、新たな特定期貨の創設でしょうか。国債発行残高が千兆円となる中、省庁や族議員の利権の温床となる特定財源の創設などを行わずに、丁寧な説明のもと公明正大に、一般会計においてわが国の予算が執行されることを強く望むところです。

本年一月からは金融機関において、預金者の情報とマイナンバーを紐付けて管理すること(いわゆる「預貯金口座付番」)が行われ、銀行が税務署に対し、預金者の税務調査への回答を行うために利用されます。来年十月からは消費税率の引き上げが行われます。刻々と変化する経済環境を的確に捉え、皆様方のお役に立てるパートナーとして、引き続き頑張ってまいりますので、本年もよろしくお願いいたします。



税理士 長崎 進

二〇一八年明けましておめでとうございます。謹んでお喜び申し上げます。

とんでもない事件の起こった二〇一七年でした。各地の地震始め洪水など被災地の方々並びに関係者の方々に心からお見舞い申し上げます。

景気は回復しているとマスコミ等発表されていますが、実感の伴わない一年でした。確かに世の中動いてきてはいるようですが、その結果としての実入りを実感できてはいないというのが実状ではないのでしょうか。

株式市場は賑わっているようですが、上の方で余ったお金を動かしているだけの様に思えます。自分には地に足のついたものには思えません。

そんな中迎えた二〇一八年ですが、残念ながら希望に満ちた年とはいがたいものになってしまいそうです。政治に対する不安、将来に対する不安、様々な不安を持ちつつ迎えた年でした。さらに、ミサイルは飛んでくるわ、木造船は漂着してくるわ。かたや一方でTPP問題、パリ協定問題、エルサレム発言など。賑やかですね。

賑やかといえば、将棋界も賑やかだったようです。藤井四段の連勝記録、加藤さんの大人気ぶり、果ては羽生竜王の永世七冠でした。永世七冠なんて考えられない快挙でしょーし、藤井四段は中学生だとか。今後の活躍に期待したいものです。

決して自分達は、羽生竜王や、藤井四段の様な活躍は出来ないかもしれません、少しでも皆様の頑張りをお手伝いすべく、努力してまいります。

新年早々明るくない話題で申し訳ございませんが、生き残りをかけた戦いはまだまだ続きます。私ども東京第一会計職員一同、全力を上げて皆様方をサポートさせていただく所存でありますので、本年もよろしくお願ひいたします。



税理士 近藤 勝美

新年を迎える謹んでお慶び申し上げます。

昨年を振り返ってみると明るく前向きな話題が少なかつたように思えます。昨年の十二月に発表された「今年の漢字」は「北」でした。いくつかの選考理由が挙げられていましたが、北朝鮮のミサイルというのが実質的な選考理由なのだと思います。

景気の世界ではバブル期以来の地価の高騰、株価の高値と良い方向に向かっているように見えますが、実際には大企業の内部留保にとどまつており、中小企業や庶民にその恩恵は回ってきていません。

そんな中、明るい話題もありました。

将棋の世界では、藤井聰太四段が前人未到のプロ入り後無敗の二十九連勝を成し遂げ、陸上界では桐生祥秀選手が一〇〇メートルで日本新記録の九・九八秒の快挙を達成しました。今後の日本を担う世代が活躍するというのは希望に溢れたことです。平成の時代も三〇年目となり節目の年を迎えようとしています。また、来年の五月からは新しい元号となることも決まりました。

新しい時代の幕開けに輝かしい未来を迎えるよう、今年一年を過ごしていきたいと思います。

私ども東京第一会計は、皆様のお役に立てるよう今後も職員一同努力してまいります。

本年もよろしくお願ひいたします。



平成29年度税制改正により、今年から配偶者控除と配偶者特別控除が見直されることとなりました。基礎106号では制度の要点をご紹介いたしましたが、今回は具体的にどう変わったのか、どのような影響がでてくるのかを紹介いたします。

# 配偶者控除と 配偶者特別控除

まず、配偶者控除と配偶者特別控除の変更された要件を確認してみましょう。

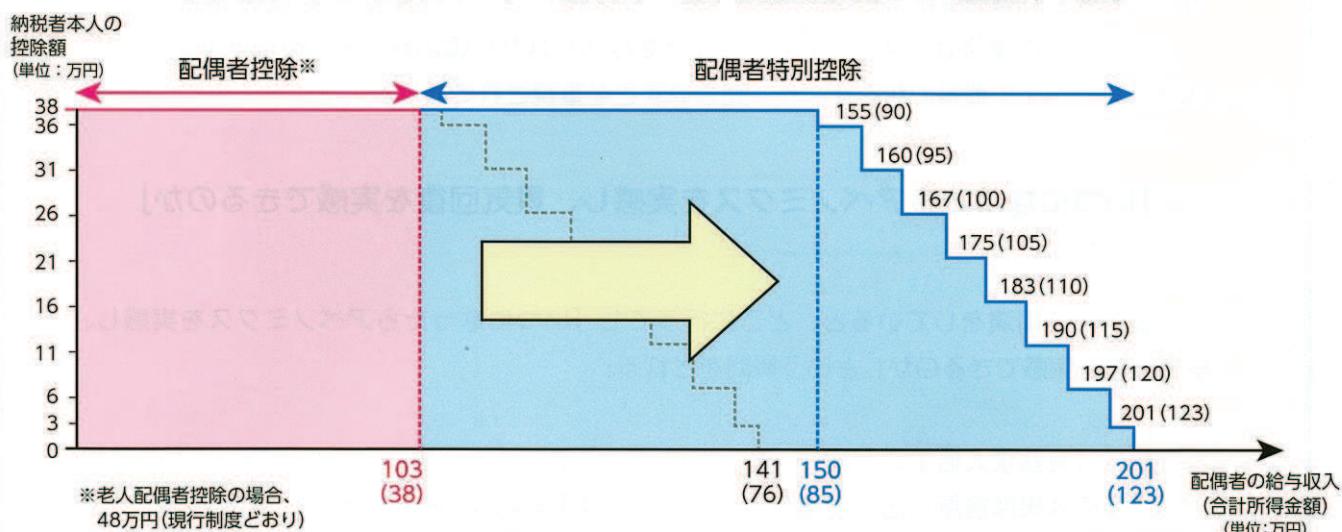
①配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得を38万円超123万円以下とする。

②配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受ける納税者本人に所得制限を設ける。

(平成30年分以後の所得税について適用)

### 納税者本人の受ける控除額

(例) 納税者本人の給与収入が 1,120 万円以下の場合 (合計所得金額が 900 万円以下の場合)



### 納税者本人の控除額早見表

配偶者の給与収入(合計所得金額) \_\_\_\_\_ ➔ (単位:万円)

次のモデルケースで平成30年の配偶者控除または配偶者特別控除の額を考えてみましょう。

右ページの表を参考に見てみましょう。

夫（納税者本人）の年収が600万円、妻（配偶者）の年収が130万円です。配偶者特別控除となり控除額が38万円となります。

平成29年までの制度では配偶者の給与収入が130万円だった場合（他の収入はないものとする）、配偶者特別控除で11万円の控除しか受けられませんでした。

では、次のケースではどうでしょうか。

### モデルケース1

夫：第一 太郎  
30歳  
・会社員として勤務  
・年収は600万円

妻：第一 花子  
26歳  
・年収は130万円



### モデルケース2

夫：会計 次郎  
35歳  
・会社員として勤務  
・年収は1,200万円

妻：会計 恵子  
30歳  
・専業主婦



### 配偶者に係る扶養親族等の数の考え方

(単位:万円)

		配偶者の給与収入 (合計所得金額)		
		~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)
納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	~1,120 (~900)	1人	1人	0人
	~1,170 (~950)	0人	0人	0人
	~1,220 (~1,000)	0人	0人	0人
	1,220~ (1,000~)	0人	0人	0人

該当する場合は1人加算

(注) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

最後に、毎月の給与から源泉所得税を徴収する際の配偶者としての数え方にも変更が加えられておりますので、左記の表にてご紹介させていただきます。

税制は年々、複雑になってきております。ご不明な点などございましたら、お気軽に担当者までお尋ねください。